

取扱区分：「公開」

令和7年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年11月10日(月) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和 7 年第11回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 1 1 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分 ～午前 1 1 時 0 4 分

2 場 所 周南市役所本庁舎 1 階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 1 8 人

2 番 歳 光 時 正

3 番 野 村 邦 幸

4 番 重 永 正 人

5 番 佐 伯 伴 章

6 番 笠 井 保 雄

7 番 河 内 邦 雄

8 番 藤 原 典 子

9 番 佐 伯 信 治

10番 高 橋 恵

11番 秋 貞 啓 子

12番 藤 井 孝

13番 山 下 敏 彦

14番 瀧 山 美智子

15番 市 川 進

16番 有 馬 俊 雅

17番 兼 重 智

18番 田 中 榮 作

19番 白 石 純 治

(2) 欠席委員 1 人

1 番 林 俊 一

(3) 事務局職員 4 人

局 長 中 村 仁 紀

次 長 原 田 賢 二

次長補佐 神 本 和 典

書 記 山 崎 絵 美

(4) 関係部署職員 1 人

産業振興部農業振興課 課 長 菅 田 浩 司

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第56号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(除外)に係る意見聴取について	3件
議案第57号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(編入)に係る意見聴取について	2件
議案第58号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更(非農地判断等)に係る意見聴取について	10件
議案第59号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	8件
議案第60号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第61号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第62号	農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について	1件

第3 報告事項

報告第77号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	6件
報告第78号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第79号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	2件
報告第80号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	6件
報告第81号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	3件
報告第82号	農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について	1件
報告第83号	非農地判断の結果について	3件

報告第84号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	21件
報告第85号	現況が農地でないことの証明等について	2件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

・

携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、1番・林俊一委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第11回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

3番・野村邦幸委員及び4番・重永正人委員をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第56号、議案第57号及び議案第58号は、農業振興地域整備計画の一部を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法

律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、周南市長から意見を求められたものを、審議の都合により除外、編入、非農地判断等の3つの議案に分けております。

それでは、議案第56号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（除外）に係る意見聴取について」を審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

1 ページの議案第56号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域から除外するもので1議案3件です。

1件ごとに、農業振興課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

なお、番号3番については事務局から補足説明をいたします。

議長（山下会長）

それでは、議案第56号、番号1番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第56号、農用地区域からの除外について、ご説明します。

最初に、番号1番でございますが、本件は、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し、太陽光発電設備を建設したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

笠井委員

6 番・笠井委員

6 番、笠井です。

番号 1 番について補足説明いたします。

10月14日に推進委員、事務局職員、私で現地確認をし、後日、申請者にも会って確認しました。

申請内容については、説明のとおりです。

申請地は、市道沿いの農地で、現況は休耕されていて、雑草が生えていました。

以前は水稻を栽培されていましたが、現在は高齢のため休耕されています。

申請地は、農用地区域からの除外後は太陽光設備を設置する計画とのことです。

申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性、地域計画との適合性及び土地改良事業などに該当しない土地であることについては、農業振興課の説明で良いと思われます。

申請地は、区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはなく、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

なお、除外後の転用についても、現地を確認しましたが、区域内の他の農地または施設の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。

また、周辺の土地所有者にも了解を得ているとのことです。

その他調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第56号、番号 1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第56号、番号1番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第56号、番号1番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第56号、番号2番を議題といたします。

農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

続きまして、番号2番でございますが、番号1番の事案と同じく、申出者が高齢のため、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、事前に除外の見込みがあることを確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号2番について補足説明いたします。

10月15日に推進委員、事務局職員、私の3人で現地を確認しました。

内容については、ただいま農業振興課から説明があったとおりで特に問題はないと思われます。

申請地は四方を道路に囲まれ、その一画だけが窪地のような形状であり、区域内の他の農地又は施設の機能にも支障を及ぼすおそれ

はないと考えられます。

なお、農地利用最適化推進委員から北側端に水路が通っており、この水を利用し道路を挟んだ南側の人が水稻をしているので、太陽光発電設備の設置にあたり、水路の運用に支障がないように注意してほしいとの意見がありましたので申し添えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第56号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第56号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第56号、番号2番は、承認することに決定いたします。

議長（山下会長）

次に、議案第56号、番号3番を議題といたします。

農業振興課の説明の前に、申出地の経緯について事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番の申出地につきましては、令和7年8月12日に開催の令和7年第8回総会の報告第58号「地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答について」の番号1番として報告した土地で、法務局により令和7年4月25日付けで、登記地目が田から宅地に変更され、その後には所有権も移転されており、農地台帳上も非農地として取り扱っているものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

最後に、番号3番でございますが、本件は、農振農用地に自宅の増築部分が一部含まれていることが判明したため、除外したいとの申し出です。

申出地の現況や土地利用計画は、参考資料のとおりで、除外の要件は全て満たしており、県には、除外することについて事前に確認しております。

説明は以上です。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

ただ今の議案第56号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第56号、番号3番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第56号、番号3番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第57号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（編入）に係る意見聴取について」を審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

2ページの議案57号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域に編入するもので1議案2件です。

番号1番及び番号2番については、同じ地区の農用地区域編入に関するものであるため、一括して農業振興課の説明を受け、地区担

	当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。
議長（山下会長）	それでは、議案第57号、番号1番及び番号2番を一括課題といたします。 農業振興課より説明をお願いします。 菅田課長
菅田農業振興課長	それでは、議案第57号、農用地区域への編入について、番号1番及び番号2番を併せてご説明します。 本件は、鹿野地区において、中山間地域等直接支払制度の取組み面積を拡大するにあたり、いずれも農用地区域に編入したいとの申し出です。 申出地の現況は、参考資料のとおりです。 説明は以上です。
議長（山下会長）	続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び編入についての意見ををお願いします。
3番・野村委員	野村委員 3番、野村です。 番号1番及び番号2番について、補足説明いたします。 11月に推進委員、事務局職員、私で現地確認を行いました。 現状は、田になっており、耕作はされていましたが、中山間地域等直接支払制度の関係で、農用地区域に編入しないと補助金がもらえないということで今回、編入ということになりました。 現状は、これまでも耕作されてきており、今年も水稻がされ、きちんと管理されてきましたので特に問題はないと思います。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長（山下会長）	ありがとうございました。 ただ今の議案第57号、番号1番及び番号2番について一括して質疑を行います。 ご意見、ご質問は、ございませんか。 （なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
議案第57号、番号1番及び番号2番について、採決を行います。
本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第57号、番号1番及び番号2番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第58号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更（非農地判断等）に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページの議案第58号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、過去に農業委員会が非農地判断をした農地について、農用地区域から除外するもので1議案10件です。

農業振興課の説明を受け、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長

それでは、議案第58号、非農地判断に伴う、農用地区域からの除外についてご説明します。

本件は、非農地判断がなされた番号1番から10番までの10筆の土地について、農用地区域からの除外を行うものです。

対象土地の、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

説明は以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第58号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第58号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第58号は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第56号、議案第57号及び議案第58号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

続きまして、議案第59号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

4ページから6ページの議案第59号は、1議案8件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請地は、ほ場整備事業が進められており、登記簿上の所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が2,817平方メートルの農地ですが、一時利用地として仮地番45の2、面積2,500平方メートルの田が県から指定されています。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、後継者がおらず高齢で耕作が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、申請地を耕作しており、譲渡人から要望があったため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの

原田事務局次長

	許可要件を全て満たしております。
	以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの 現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
	白石委員
19番・白石委員	19 番、白石です。
	番号 1 番について、10月21日に、推進員と事務局職員、私で調査 項目に従い現地調査をしましたので報告いたします。
	譲渡人は高齢であり、管理もできないため、現在は農地中間管理 機構である農林振興公社と利用権設定を結んで譲受人が水稻を耕 作しております。
	ただし、後継者がいないために、今回譲受人に売却することにし たそうです。
	なお、譲受人は、令和 8 年 1 月に水稻で認定農業者になる予定と なっております。
	ご審議の程、よろしくをお願いいたします。
議長（山下会長）	ありがとうございました。
	それでは、議案第59号、番号 1 番について質疑を行います。
	ご意見、ご質問は、ございませんか。
	（なしの声あり）
	特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
	議案第59号、番号 1 番について、採決を行います。
	本件は、許可とすることにご異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
	異議がありませんので、議案第59号、番号 1 番は、許可と決定い たします。
	続きまして、議案第59号、番号 2 番を議題といたします。
	事務局より説明をお願いします。
	原田事務局次長

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑1筆の面積が1,993平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、相続したが遠方に居住しており耕作する予定がないため、譲り渡すものです。

譲受人は、これまでも毎週、遠方から来て、申請地の耕作、管理を行っており、譲渡人から要望があったため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番、瀧山です。

番号2番について補足説明いたします。

10月23日に、推進委員と事務局職員、そして私の3名で現地確認に行きました。

申請地の状況は、田は草刈等がされており、きちんと維持管理ができていました。

畑についても色々と野菜の栽培がされてきました。

譲渡人は相続により当地を譲り受けましたが、遠方に居住しているため、耕作ができないとして、譲受人の申し出を受け、譲り渡すことにしました。

譲受人は同地域の出身でもあり、以前から申請地の維持管理をしていたため、譲り受けることにしました。

10月26日に双方に電話にて意思確認をしました。

特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第59号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田3筆、畑1筆の面積が3,456平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人の1人は高齢のため、もう1人は農業経験がないため、耕作が困難となり、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番・田中委員

18番、田中です。

番号3番について補足説明いたします。

10月20日に、推進委員と事務局職員、そして私の3名で現地確認を行いました。

内容につきましては、事務局から説明のあったとおりで間違いありません。

申請地は、4筆に分かれておりますが、全部繋がっている土地でございます。

譲渡人の1人は高齢のため、もう1人は農業経験がないため、耕作が困難で、譲り渡すものです。

譲受人は、来年3月に退職になる関係で、規模拡大を考えており購入するものです。

双方には意思確認をしており、間違いはございません。

特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第59号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第59号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,864平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、体調不良により耕作が困難なため、譲り渡すものです。

議長（山下会長）

原田事務局次長

議長（山下会長）

18番・田中委員

議長（山下会長）

譲受人は、自作地に隣接しており効率的に水稻を栽培するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番、田中です。

番号4番について補足説明いたします。

10月20日に、推進委員と事務局職員、そして私の3名で現地確認を行いました。

内容につきましては、事務局から説明のあったとおりで間違いありません。

譲渡人は、体調不良により耕作が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、自作地に隣接しており、規模拡大のため譲り受けるものです。

双方には意思確認をしており、間違いはございません。

特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第59号、番号4番は、許可と決定い

	たします。
	続きまして、議案第59号、番号5番を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 原田事務局次長 番号5番についてご説明いたします。 所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が575平方メートルの農地です。 権利移動は所有権移転で、譲渡人は、労力不足により以前から譲受人に管理を任せていたため、譲り渡すものです。 譲受人は、譲渡人から譲渡の申し出があり、引き続き野菜等を栽培するため、譲り受けるものです。 農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
7番・河内委員	河内委員 7番、河内です。 番号5番について補足説明いたします。 10月20日に推進委員、事務局職員と私で現場調査をしました。 申請者とは21日に確認をしました。 内容については事務局で説明されたとおりです。 現況は、畑で自家用の野菜を栽培されております。 譲渡人は他にも多くの耕作中の農地を所有しており、申請地まで管理ができなくなり困ったところ、知り合いである譲受人が農業に興味があるということから、これまでも長期間に渡り、無償で貸していましたが、この機会に贈与することにし、譲受人もこの土地を譲り受けることにした。

議長（山下会長）

営農計画も添付されております。

譲受人は申請地の近くに住んでおり、野菜を中心に効率的に耕作をし、周辺農地等にも迷惑をかけないようにしたいとのことでした。

特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第59号、番号5番は、許可と決定いたします。

次の議案第59号、番号6番につきましては、笠井委員が一部当事者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限により、議事に参加することができません。

笠井委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（笠井委員退席）

それでは、議案第59号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,396平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、高齢で維持管理が困難なた

議長（山下会長）

7 番・河内委員

議長（山下会長）

め、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員に代わりまして河内委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7 番・河内です。

番号6番についてご説明いたします。

10月20日に推進委員と事務局職員、私で現場調査をしました。

申請者には、同日に確認をしました。

現況の利用状況は、畑及び果樹園です。

譲受人は農業経営で規模拡大をするためで、隣接農地を譲渡人に申し出をしたところ、了承してもらえることになりました。

譲渡人は高齢で耕作困難で維持管理ができないので要望に答えることにした。

営農計画書等も提出されており、特に問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第59号、番号6番は、許可と決定い

	たします。 笠井委員は、ご着席ください。 (笠井委員着席)
原田事務局次長	続きまして、議案第59号、番号7番を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 原田事務局次長 番号7番についてご説明いたします。 所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が2,474平方メートルの農地です。 権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠隔地に居住しており高齢で耕作が困難なため、譲り渡すものです。 譲受人は、経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。 農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。
議長（山下会長）	以上でございます。 ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
3番・野村委員	野村委員 3番、野村です。 第7番について補足説明いたします。 10月21日に、推進委員と事務局職員、私で現地の確認に行きました。 譲渡人は相続により農地を譲り受けたが、農地が離れているため、管理ができないため、今回譲り渡すことにしたそうです。 譲受人は現地に約35,000平方メートルの農地を耕作しており、農機具、乾燥施設、移動用トラックも完備しており、問題はないと思います。 調査項目に従い調査しました。

議長（山下会長）

申請書類も揃っており許可が妥当だと思います。

審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第59号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第59号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第59号、番号7番は、許可と決定いたします。

次の議案第59号、番号8番につきましては、野村委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

野村委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（野村委員退席）

それでは、議案第59号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田4筆の面積が5,556平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、遠隔地に居住しており高齢で耕作が困難なため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

議長（山下会長）	以上でございます。 ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。
原田事務局次長	原田事務局次長 林委員からお預かりした補足説明原稿を代読いたします。 議案第59号番号8番に係る許可申請について補足説明をします。 10月21日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地確認を行いました。 譲渡人とは電話で、譲受人とは現地にて確認しました。 現地はすでに稲刈りが終わった状態でした。 譲渡人は高齢で遠隔地にいるため、長年預かってもらっている譲受人に譲り渡すことにしたそうです。 譲受人は長年水稻をされており、この度、譲渡人の申し出により、譲り受けることにしたそうです。 必要書類も完備されており、問題はないと思われます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長（山下会長）	ありがとうございます。 それでは、議案第59号、番号8番について質疑を行います。 ご意見、ご質問は、ございませんか。 （なしの声あり） 特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。 議案第59号、番号8番について、採決を行います。 本件は、許可とすることにご異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、議案第59号、番号8番は、許可と決定いたします。 野村委員は、ご着席ください。 （野村委員着席）

神本次長補佐

続きまして、議案第60号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

7ページの議案第60号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明します。

申請地は、周南市向道支所から南東へ約1,630メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図は参考資料の1ページから4ページのとおりです。

この申請地につきましては、周南市長より農用地区域から除外することについての意見聴取があったので、令和7年7月10日に開催の第7回総会における議案第35号の番号3番として審議し、承認することを決定し、周南市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和7年9月9日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請人は、高齢で農地としての管理が難しくなったため、植林しようとするものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

秋貞委員

11番・秋貞委員

11番、秋貞です。

番号1番について補足説明いたします。

10月14日に事務局職員と共に現地確認を行いました。

議長（山下会長）

申請地は、家に隣接する畑ですが、山の下にある畑に杉を40本植林して管理をするとの申請をされております。

家の方は引っ越されて売りに出されているとのことですが、畑としては管理が難しいので杉を植えられることを電話にて確認しております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第60号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第60号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第60号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第61号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

8ページの議案第61号は、1議案3件です。

番号1番についてご説明します。

申請地は、周南市須々万支所から南東へ約720メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の5ページから9ページのとおりです。

この申請地につきましては、周南市長より農用地区域から除外することについての意見聴取があったので、令和7年7月10日に開催の第7回総会にお

ける議案第 35 号の番号 1 番として審議し、承認することを決定し、周南市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、周南市長から、令和 7 年 9 月 9 日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 459.62 平方メートル、パネル枚数 200 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16 番・有馬委員

16 番、有馬です。

番号 1 番について補足説明いたします。

本件については農振除外に関連し、6 月 13 日に農業委員会事務局職員と農地利用最適化推進委員、私で現地を確認していますが、少し時間が経っていますので、11 月 1 日に改めて現地を確認しました。

譲受人は遠方に居住していますので、11 月 4 日に電話で意思確認をし、譲渡人とは、11 月 1 日に自宅訪問し意思確認をしました。

現地は雑草が繁茂している状態でした。周辺に人家はなく東側、南側は山林に接し、西側は田圃に接していました。

なお、西側の田圃も近年に水稻がなされた形跡はありませんでし

議長（山下会長）

た。

譲渡人は高齢で耕作も管理もままならず譲り渡すことにしたそうです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第61号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第61号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第61号、番号1番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第61号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大河内市民センターから南東へ約1,300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の10ページから14ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、土木・解体工事を営む法人で、会社が使用している既

存の資材置場が手狭になり、新たな資材、建設車両、建設重機等の置場が必要になったことから、申請地を取得し、新たな資材置場等の設置を計画しているものです。

譲渡人は、後継者もなく、管理が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

公道から申請地への進入路は、譲渡人の所有となっておりますが、その使用については、承諾書が交わされている事を確認しております。

譲受人の既存施設については、位置図や写真によりその利用状況を確認しております。

農地転用後は資材置場等として継続して使用する旨の誓約書が提出されています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7 番・河内委員

7 番、河内です。

番号 2 番について補足説明いたします。

9 月 12 日に推進委員、事務局職員、私で現場調査をしました。

申請者とは後日、意思確認をしました。

内容については事務局で説明されたとおりです。

事業内容は建設の資材置場及び駐車場です。

現況は田であり自己管理の遊休農地で草刈りはされていきました。

譲受人は建設業を営んでおり、多くの資材や建設者等保管する場所を必要とし、今ある土地では狭く事業拡張に伴い適地を探していたところ、騒音や交通に支障がなく近隣住民への影響がない申請地があり、譲渡人に申し出を要望したところ、協力してもらい活用す

議長（山下会長）

ることとなりました。

譲渡人は仕事関係で耕作困難であり、管理ができないので手放して譲受人の要望に答えることにしました。

土地利用については事務局の報告のとおりです。

事業計画及び被害防除計画等提出されております。

下流の水路も確保されておりました。

調査結果、チェックリストにあっており問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第61号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第61号、番号2番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第61号、番号2番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第61号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明します。

申請地は、周南市三丘市民センターから南西へ約990メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の15ページから19ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で

第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 362.82 平方メートル、パネル枚数 140 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが1基です。

譲渡人は、後継者もなく、管理が困難であることから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2 番・歳光委員

2 番、歳光です

番号3番について補足説明いたします。

10月20日に推進委員、事務局職員、私の3名で現地調査を行いました。

現地地番、面積、目的等は、事務局の説明のとおりです。

申請地は長年耕作されておらず、荒廃している農地です。

今後の管理等を考える中で、今回譲渡人と譲受人の話がまとまり、再生可能エネルギーである太陽光発電設備をするための農地転用をするための申請であり、地域計画にも入っておりません。

隣接する農地の方にも話をされ許可をいただいております、付近の農地に影響のある農地でもございません。

調査項目や目的について調査を行いましたが無問題だと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第61号、番号3番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

中村事務局長

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第61号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第61号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第62号、「農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見の提出について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

9ページの議案第62号は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見(案)として、別紙の「令和8年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見書」をまとめましたので、本意見を周南市長へ提出することにつきまして、ご審議を求めるものです。

意見書の作成に当たっては、農業委員の皆様には、9月の委員全員協議会で、「市への施策の改善意見等」の提出をお願いし、また、農地利用最適化推進委員の皆様にも、委員全員協議会の資料を送付して願いました。

また、6月には同様に、山口県農業会議が実施する「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」の作成に当たり、国・県への施策の改善意見等の提出をお願いし、ご意見等いただきました。

これらの意見等は、今回まとめた意見書の中に反映させていただいております。

意見の全体構成は、1「担い手への農地利用の集積・集約化」、2「遊休農地の発生防止・解消」、3「新規参入の促進」、4「その他」に分類し、それぞれに数項目の意見を掲げ、全体では14項目の意見としております。

昨年の意見書と異なる新たな事項をご紹介しますと、3ページの2の(3)において、他市町村での農地再生に対する取り組みや耕作放棄地の荒廃化を防止のための草刈り等に対する補助金の事例を挙げて、耕作放棄地の発生防止及び解消に向けた支援策の検討について記載しています。

また、6ページ以降の4その他では、(1)として、道の駅ソーレーネを起点とした多様な担い手の確保・育成を図るため、「小規模農家に対する支援」や出荷体制強化による「認定農業者に対する支援」、また、6次産業化等を見据えた「農業者の所得向上への取り組み強化」を取り上げています。

次に、(2)では、農業者の高齢化や労働力不足の対策の一つとして、「スマート農業」や「省力栽培」についての幅広い情報提供を記載しています。

次に(3)では、現在進められている太陽光発電設備に係る条例化について、地域コミュニティとの調和を目的とした「周辺住民への説明」をはじめとする設備設置時の適正な手続き及び新設のみならず既存施設における設置後の適正な維持管理の実効性の確保について言及しています。

(4)では、現況地目、課税地目、登記地目の一致を目指した事務手続きの進展を提案しています。

なお、意見書の市長への提出は、11月17日を予定しております。

以上でございます。

ただ今の議案第62号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない「てにをは」のような簡易な修正については、会長にご一任をいただきたいと思います。

このことを踏まえ、議案第62号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

議長（山下会長）

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 62 号は、承認することに決定し、市長へ意見を提出いたします。

次に、議事日程第 3、報告事項に入ります。

報告第77号「農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

10ページ及び11ページの報告第77号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は 6 件です。

番号 1 番から番号 5 番までは相続によるもの、番号 6 番は時効取得によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第77号を終わります。

続きまして、報告第78号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

12ページの報告第78号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第78号を終わります。

続きまして、報告第 79 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

13ページの報告第79号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、2 件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第79号を終わります。

続きまして、報告第80号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

14ページ及び15ページの報告第80号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、6 件です。

番号 1 番から番号 4 番まで及び番号 6 番は農地法施行規則第53条第16号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用で、番号 5 番は同条第15号に規定された携帯電話無線基地局の設置に伴う恒久転用及び一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第80号を終わります。

続きまして、報告第81号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

16ページの報告第81号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は3件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第81号を終わります。

続きまして、報告第82号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人等からの農地等の利用状況の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

17ページの報告第82号ですが、農地所有適格法人以外の法人等は、農地法第6条の2第1項、周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領第5条第1項の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

議長（山下会長）

添付書類も完備されており、農地所有適格法人以外の法人としての農地法第3条第3項に規定された解除条件付き、適切な役割分担、1人以上常時従事の要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第82号を終わります。

中村事務局長

続きまして、報告第83号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

18ページの報告第83号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は3件です。

判断の結果、3筆、4,030平方メートルの全てが非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第83号を終わります。

中村事務局長

続きまして、報告第84号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

19ページ及び20ページの報告第84号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものにつ

いて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった21件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手續を補完するものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

議長（山下会長）

以上で、報告第84号を終わります。

続きまして、報告第85号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

21ページの報告第85号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は2件です。

非農地判断の結果、番号1番は非農地であると決定し、非農地証明証明書を交付し、番号2番は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第85号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第11回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前 11 時 04 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年11月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 野 村 邦 幸

署名委員 重 永 正 人